

人事ご担当者・管理職の方向け

会員限定  
無料

法令に基づく実務解説

# マタニティハラスメントと防止措置

## ～ 法改正を踏まえた対応について ～

- 職場におけるマタニティハラスメントとは、どのような言動をいいますか。
- 事業主の法的責任が認められた事例はどんなものがありますか。
- 事業主には具体的にどのような防止措置をとることが求められていますか。

平成28年3月の雇用保険等の一部を改正する法律により、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、平成29年1月1日より、事業主には妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられました。本セミナーでは、人事ご担当者や管理職の方に必要な最新知識を、当社の顧問相談員が分かりやすく解説します。

講師

りそな総合研究所 顧問相談員  
弁護士

李麗華 (リリョファ) 氏

開催日時・会場

日時：2017年 **7月31日** 月  
9:30～11:00 (受付 9:00)

会場：りそな総合研究所 東京本社セミナールーム

(東京都江東区東陽町2-2-20 東陽駅前ビル9階)

プログラム

1. 職場におけるマタハラのお考え、訴訟となった事例
2. 事業主が講ずべき具体的な防止措置
3. 質疑応答

※プログラムは変更となる場合がございます。

申込・問い合わせ

- 裏面の申込書に必要事項を記入の上 F A X していただくか、当社 H P (<http://www.rri.co.jp>) からお申込ください。
- 受講票は発行いたしませんので、恐れ入りますが当日お名刺をご持参ください。
- 定員を超えた場合は、当社から電話でご連絡いたします。
- 本セミナーに関するお問合せ先：りそな総合研究所 会員・研修事業部 相談室 TEL：03-5653-3950



このままFAXでお送りください

FAX:03-3699-6592

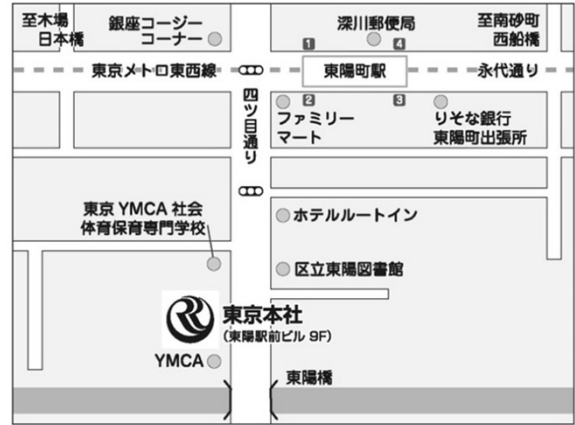
### 講師略歴

大阪大学法学部法学科卒業。平成15年司法試験合格。平成17年司法修習終了(58期)、弁護士登録(東京弁護士会所属)。

弁護士登録後、中国涉外業務・国内コーポレート業務を中心とする法律事務所の国内部門での勤務を経て、平成20年8月、弁護士法人三宅法律事務所(東京事務所)に入所。平成26年7月より、りそな総合研究所相談室顧問相談員。

主な取扱業務は、会社法、その他民事・商事一般、企業法務。

### アクセスマップ



### 相談サービスについて

会員様向けに、相談員が無料でお答えしています。契約書のチェックもお受けしています。

専門家	担当分野
弁護士	民事・商事全般(家事相続、企業法務(会社法・倒産法)、金融、労働、知財など)
税理士	財務
公認会計士	会計全般、合併、会社分割、会社清算など
行政書士	外国人の入国・在留手続、会社設立、外国会社の支店設置、建設業・宅建業の許認可手続など
社会保険労務士	労働関係法規、社会保険、労働保険、就業規則、労務管理など
弁理士	特許、商標など工業所有権の出願

電話(受付) (東京) 03-5653-3950 (埼玉) 048-824-5784

### 7/31(月)「マタニティハラスメントと防止措置」申込書

本申込書に記載された個人情報は、本セミナーの運営、りそな総合研究所からの各種ご案内・ご提案などに利用させていただきます。利用目的の全文など個人情報の取扱いは、当社ホームページをご覧ください。(http://www.rri.co.jp/kojin/index.html) 個人情報の取扱いに関して「私は上記利用目的を確認、同意の上、申込みをします」

貴社名					会員番号		
所在地	〒		ご連絡担当者	役職・氏名			
				E-Mail			
				*セミナーのご案内メールをお送りしております。ご案内メールをご希望の方は上記にアドレスをご記入ください。			
TEL	( )		FAX	( )		銀行取引店	銀行支店
参加者	氏名	ふりがな	所属	役職			
	氏名	ふりがな	所属	役職			

※受講票は発行いたしません。当日は受付にて名刺をご提示ください。  
※定員を超えた場合のみ、当社よりお電話でご連絡いたします。